

(問い合わせ先)
令和4年12月25日
広島県農林水産局
担当者：向井
内線：3502
電話：082-513-3502

世羅町における高病原性鳥インフルエンザ（県内1例目）の 発生に係る農場の防疫措置の完了について（第8報）

令和4年12月25日
畜産課

12月16日に、世羅町の採卵鶏農場において発生した、高病原性鳥インフルエンザ（県内1例目）に係る農場の防疫措置が、12月25日に完了しました。

なお、消毒ポイントでの畜産関係車両への消毒については、12月19日に発生した県内2例目の移動制限区域の解除まで継続します。

1 防疫作業の状況

- (1) 殺処分完了 12月19日（月） 5時30分 （処分羽数 113,503羽）
- (2) 防疫措置完了 12月25日（日） 14時00分 （処分鶏、汚染物品の埋却、農場の消毒）

2 今後の予定

県内1例目の搬出制限区域^{※1}及び移動制限区域^{※2}は、12月19日に世羅町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（県内2例目）と同一であるため、県内2例目に合わせて解除となります。

また、消毒ポイントについては、県内2例目の移動制限区域の解除まで継続します。

※1 発生農場から半径3kmから10km圏内の家きんや卵などの搬出を制限する区域

※2 発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域

3 報道機関へのお願い

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。